解説と解答 容器包装リサイクル

ワークシートの目的

消費者にとって最もなじみの深いリサイクルシステムが容器包装リサイクルです。

このワークシートでは、容器包装リサイクル法に基づいたリサイクルシステムの概要を理解し、リサイクルへの参加意識を高めます。

解説編

導入

容器包装リサイクル法は、市町村が容器包装廃棄物を収集することになっていますが、強制ではありません。平成16年度は2,693の市町村※(全市町村3,100の86.9%)が容器包装リサイクル法(容り法)に基づいたリサイクルを実施しています。

市町村が設置した資源ごみの回収場所で、ペットボトルやびん類などを回収している場合は、容り法に基づいたリサイクルシステムに参加していると考えられます。(市町村のホームページで確認できる)市区町村で容り法に基づいたリサイクルを行っている場合は、その事例等を話題にしながら、容器包装リサイクルのイメージを想起させ、ワークシートにつなげます。

※1 2,693の市町村が、日本容器包装リサイクル協会と 容器包装廃棄物の引取に関する契約をしている。

時間の目安(10分)

展開

次に、ワークシートを生徒に配ります。

ワークシートにイラストで描かれた消費者、行政、企業の費用負担・ 役割などについて、当てはまる説明文の記号・数字を四角の中に入れ させます。

時間の目安(10分)

発表 -

消費者、行政、企業の順に、リサイクル費用の負担、リサイクル実施のための役割を発表させ、最後に整理して解説します。

時間の目安(30分)

_ 指導のポイント _

●リサイクルにしても、ごみ処理にしても消費者はその費用を直接払うことが少ないのが現状です。(家電リサイクル法や一部の市区町村で実施しているごみ処理の有料化など例もあるが、全体ではまだ少ない)

しかし、実際には税金で負担するなど消費者が負担することも多いことを理解させ、消費者にとってリデュース・リユース・リサイクルがどういう意味をもつかを考えさせます。.

- データ·関連資料 —

プラスチック図書館・リサイクルのしくみ(プラスチック製品)、マテリアルリサイクル

※容器包装リサイクル法は市町村が参加主体(東京23区の場合は東京都:ただし東京都は不参加)となっている。 このため、容器包装リサイクル法に関する表記では区をいれず、市町村と表記した。

解説編

(1)消費者



1)リサイクル費用の負担

<u>正解</u> B 2)役割 正解 5、7

市町村で容り法に基づきりサイクルを実施している場合は、そのルールに従って分別排出することが必要。住んでいる市区町村が容り法に基づくリサイクルを実施していない場合は、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどに設置されているリサイクルボックスなどを活用してリサイクルを推進することが必要。

(1)行政(市町村)



1)リサイクル費用の負担

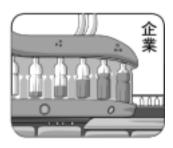
<u>正解 A</u>

2)役割

正解 1、2,4

きちんとした分別排出がされないと、異物除去などの費用がかさみ、結果的に消費者の負担(税負担)が増えることになる。

(3)企業



1)リサイクル費用の負担

正解 C

2)役割

正解 3、6

実際にリサイクルを行っているのは、 リサイクル事業者(ペットボトルを破砕し、原料に戻す事業者など)。原料に戻すための費用は、容器包装材を作ったり、使ったり(例えば清涼飲料水のメーカーは商品をペットボトルに入れて売っている)している企業が、日本容器包装リサイクル協会を通じて、その費用を支払っている。

※日本では家庭から出るごみは自治体の責任で処理することになっていた。循環型社会を目指すリサイクル関連法では、 自治体の責任以外にも企業や消費者の責任(費用負担を含む)も規定している。